

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律

独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員（第七条―第九条）」を「役員及び職員（第六条―第十条）」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条・第十四条」を「第十四条・第十五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十四条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反し、その職務に関して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又はこれらに関する秘密を盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第九条の規定に違反して秘密（前項に規定するものを除く。）を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十三条を削る。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条 情報・研修館の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 情報・研修館の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人工業所有権情報・研修館の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、引き続き独立行政法人工業所有権情報・研修館の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「施行日後の情報・研修館」という。)の職員となった者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十二条第二項の規定の適用については、施行日後の情報・研修館の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の情報・研修館の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当

法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 施行日後の情報・研修館は、前項の規定の適用を受けた施行日後の情報・研修館の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を施行日後の情報・研修館の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日の独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「施行日前の情報・研修館」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の情報・研修館の職員となり、かつ、引き続き施行日後の情報・研修館の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の情報・研修館の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の情報・研修館を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 施行日後の情報・研修館は、施行日の前日に施行日前の情報・研修館の職員として在職し、附則第二条

の規定により引き続いて施行日後の情報・研修館の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の情報・研修館を退職したものであって、その退職した日まで施行日前の情報・研修館の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の情報・研修館を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の情報・研修館の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の情報・研修館の職員となる者であるものは、この法律の

施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の情報・研修館がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の情報・研修館とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人工業所有権情報・ 研修館	独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百 一号)
-----------------------	--------------------------------------

(特許特別会計法の一部改正)

第十条 特許特別会計法(昭和五十九年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改める。

理 由

独立行政法人工業所有権情報・研修館に係る改革を推進するため、同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。